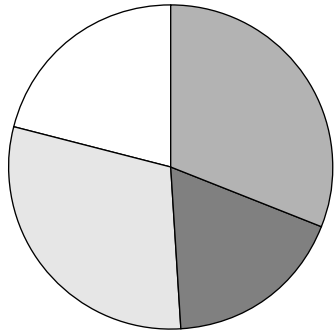


国民健康保険料はどうして決まるの？

被保険者の皆さんから徴収する保険料は、その年に予測される医療費等の総額から、国からの補助金、市からの繰入金、被保険者が医療機関で支払う自己負担金を差し引いた額が、保険料の総額となります。



国からの補助金
市からの繰入金
被保険者が医療機関で支払う自己負担金
予測される医療費全体からを引いた残りが保険料の総額です。

各世帯の保険料は？

各世帯の保険料は、平成16年度の保険料率により、世帯の収入や人数に応じて計算します。

平成16年度の保険料率

平成16年度の保険料率は、平成15年中所得が決定する6月に決まります。下記の計算式にあてはめて試算してください。

なお、各世帯の保険料は保険料率が決まり次第算出され、6月中旬に保険料通知書及び納付書を送付します。

医療給付費分保険料

基準総所得とは、総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いた金額です。

(は平成15年度の保険料率ですので参考です)

$$\begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{前年中の基準総所得} \times \frac{8.2}{100} \\ \text{金額} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{被保険者1人につき} \\ \text{31,800円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{平等割額} \\ \text{1世帯につき} \\ \text{24,000円} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{年間保険料} \\ \text{(最高限度52万円)} \end{matrix}$$

介護納付金分保険料

40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)のいる世帯のみ、医療給付費分保険料と介護納付金分保険料の合計額が国民健康保険料となります。

(は平成15年度の保険料率ですので参考です)

$$\begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{前年中の基準総所得} \times \frac{1.1}{100} \\ \text{金額} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{介護保険第2号被保険者1人につき} \\ \text{9,000円} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{年間保険料} \\ \text{(最高限度7万円)} \end{matrix}$$

年度の途中で65歳になり、介護保険第1号被保険者に移っても、年度当初より、該当月数で保険料を計算していますので保険料の変更はありません。

満65歳以上の方の介護保険料については、介護保険課収納係(35-3148)までお問い合わせください。

基準総所得とは

- 給与収入のみの場合
源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から基礎控除33万円を引いた額。
- 年金収入のみの場合
「公的年金等収入金額の合計額」から「公的年金所得控除額」を引き、基礎控除33万円を引いた額。65歳以上の人と、65歳未満の人(H16.1.1現在)で「公的年金所得控除額」のランクが変わりますのでご注意ください。
- 事業収入のみの場合
確定申告書の「所得金額の合計額」から基礎控除33万円を引いた額。

区分	限度額の計算
一般世帯	72,300円+(医療費-241,000円)×1%
上位所得者	139,800円+(医療費-466,000円)×1%
住民税非課税世帯	35,400円

1ヶ月の自己負担限度額(対象は保険給付対象分です)
上位所得者は、基礎控除後の総所得金額が約670万円を超える世帯で、所得の不明な方もこの区分に該当しますので、できるだけ所得の申告をしてください。

医療機関での支払いが高額になったとき
同じ人が、同じ月内に同一医療機関で、お支払いになった金額が高額になった場合、基準額を超えた金額が、高額療養費として申請すれば支給される場合があります。老人保健の該当者を除き、高額療養費の支給の対象になれば、国民健康保険から通知されます。
その場合、通知書と医療機関に支払った領収書、国民健康保険証、印鑑、振込する銀行の口座名を持つ参のうえ、市役所1階の国民健康保険の窓口までお越しください。
前期高齢者(老人保健に該当するまでの70歳以上75歳未満の方)
70歳以上で「高齢受給者証」を受給されている方は、外来(個人単位)の限度額が設定され、その自己負担限度額を適用後、世帯単位の限度額が適用されます。
前期高齢者の方は、1ヶ月単位で外来の自己負担額も一定額を超えると高額療養費に該当します。
高額療養費に該当される世帯については、3ヶ月後に国民健康保険から通知されますので、医療機関からの領収書は大事に保管しておいてください。領収書がない場合は、高額療養費の支給ができない場合がありますので、ご注意ください。
老人保健法 医療受給者の該当の方は国民健康保険と手続きが異なります。
老人保健法 医療受給者証(白色)を交付されている方の高額医療費の支給については、高額医療費支給申請書(黄色の用紙)により一度申請すれば、以後の申請は不要です。申請後、領収書などを持参する必要はありません。高額医療費の支給がある方は市から通知します。老人保健該当の方の高額医療費の支給についてはお問い合わせは、医療助成グループ(課)までお問い合わせください。 ☎ 35・3188

交通事故等にあわれたとき
交通事故やけんかなどで、他人から傷害を受けた場合は、届出することなしに保険証を使用することはできません。
国民健康保険を利用する場合は、必ず市役所に書類の提出が必要になります。
交通事故等の場合は、医療費は加害者の全額負担が原則です。届出していたら、国民健康保険を利用していただき、一時的に市役所が保険給付分を立替、加害者に請求することになります。
提出していただく書類
・事故証明書(警察署が発行)
・第三者行為による傷病届
・念書・誓約書
加害者から治療費を受け取ったり、示談をすませたりすると国保が使えなくなります。示談の前に必ず国保にご相談ください。

平成十五年年度の納期は終わりました。納め忘れた方は至急に納付を！
何らかの事情で納付が遅れている方は、納付相談を受けていただけます。ご遠慮なく申し出てください。なお、未納が続くと保険料徴収員がお宅に伺うことがあります。

お問い合わせ先
加入・脱退・保険料について
資格・賦課チーム
(0798)35-3117・3118
高額な医療費・交通事故等について
給付チーム (0798)35-3120
納付書・分納についてのお問い合わせ
収納チーム (0798)35-3156
収納対策チーム (0798)35-3155
滞納整理チーム (0798)35-3091

交通事故等にあわれたとき
交通事故やけんかなどで、他人から傷害を受けた場合は、届出することなしに保険証を使用することはできません。
国民健康保険を利用する場合は、必ず市役所に書類の提出が必要になります。
交通事故等の場合は、医療費は加害者の全額負担が原則です。届出していたら、国民健康保険を利用していただき、一時的に市役所が保険給付分を立替、加害者に請求することになります。
提出していただく書類
・事故証明書(警察署が発行)
・第三者行為による傷病届
・念書・誓約書
加害者から治療費を受け取ったり、示談をすませたりすると国保が使えなくなります。示談の前に必ず国保にご相談ください。

平成十五年年度の納期は終わりました。納め忘れた方は至急に納付を！
何らかの事情で納付が遅れている方は、納付相談を受けていただけます。ご遠慮なく申し出てください。なお、未納が続くと保険料徴収員がお宅に伺うことがあります。